

令和 8 年度（2026 年度）熊本市国民健康保険特定健診等広報・啓発業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度（2026 年度）熊本市国民健康保険特定健診等広報・啓発業務委託

2 目的

熊本市国民健康保険の特定健康診査（以下「特定健診」という。）と特定保健指導（以下「保健指導」という。）について、その対象者へ、広報媒体を活用し、特定健診受診と保健指導利用の必要性を広く周知するとともに、特定健診受診と保健指導利用のきっかけを作り、特定健診実施率と保健指導利用率の向上を図ることを目的とする。

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日

5 業務内容

（1）広報・啓発業務の実施

特定健診の受診促進と保健指導の利用促進を広く周知、啓発するために、以下のア～エのとおり広報・啓発に関する業務を行うこと。

ア 全体の留意事項

（ア）各種広告物は特定健診・保健指導の対象世代（熊本市国民健康保険加入者の 40 歳～74 歳）が見ることを配慮し、本市の健康課題と本人の理解や関心、興味を引き、かつ健診促進につながるデザインになるよう作成すること。

（イ）各種広告物のデザイン案については複数用意し、委託者と協議の元決定し、校正を行うこと。

（ウ）内容の校正は、委託者からの要請に応じ、業務スケジュールに支障のない範囲内で、回数にかかわらず行うこと。（最低 4 回は校正を行うこと）

（エ）各種広告物に、原則、委託者が提供するロゴを用いること。

イ 市政だより折り込みチラシのデザイン制作

（ア）内容

a 折り込みチラシのサイズはタブロイド判（縦 400mm×横 270mm）であることを考慮して作成すること。

b ページ数は見開き 2 ページ計 4 ページ作成すること。

c 表紙面は 2 面（表、裏）とし、40～50 代の若い世代の実施率を向上させるデザインとし、必要に応じて数パターン提案すること。

d 必要に応じて委託者と協議し、キャッチコピーを作成すること。

e 各ページに写真やイラストを適宜掲載すること。

- f 必要に応じて写真の撮影やイラストの発注を行うこと。フリー素材を適宜使用することも可能。
- g 特定健診と保健指導等に関する情報は委託者から提供する。それを図や表、イラスト等を適宜使って分かりやすく見やすい紙面にすること。
- h 色調はオールカラーで、作成にあたってはカラーバリアフリーに配慮すること。
- i デザイン最終稿は印刷用の電子データ（CD-R）で2部納品。尚、データの種類はPDFとする。なお、提出期限は9月第1週目までとする。

※紙面のイメージは本市ホームページに掲載されている市政だより 2025年11月号折り込みを参照とすること。

ウ くまにち SPICE 記事掲載制作

(ア) 内容

- a 掲載ページ数及び紙面構成については、くまにち SPICE の5段 1/2 で2回の掲載とすること。
- b 掲載内容は、対象世代（40歳～74歳）の関心を引き、行動につながるよう、分かりやすく親しみやすい記事構成とすること。
- c 必要に応じて委託者と協議し、キャッチコピー及び記事タイトルを作成すること。
- d 記事内には、写真やイラスト等を適宜活用し、視覚的に分かりやすい構成とすること
- e 必要に応じて写真撮影やイラスト制作を行うこと。なお、フリー素材の使用も可能とする。
- f 特定健診及び保健指導等に関する情報は委託者から提供するものとし、それらを分かりやすく編集し、読者が理解しやすい記事とすること。
- g 色調については媒体の基準に従うとともに、カラーバリアフリーに配慮すること。
- h 記事掲載にあたっては、媒体社との調整を適切に行うこと。
- i 掲載内容は、情報誌としての可読性及び閲覧性を考慮し、生活者目線で関心を喚起する表現とすること。
- j 掲載時期については委託者と協議の上決定すること。
- k 記事掲載にあたっては、くまにち SPICE の定める入稿仕様及び制作ガイドに従い、記事原稿及びレイアウトデータを作成すること。入稿データは電子データにより提出するものとし、提出方法はメール添付又は電子媒体（CD-R等）によるものとする。なお、提出データはPDF形式（PDF1.4）又はEPS形式とし、画像は埋め込みとすること。また、レイヤーは統合し、不要なデータを削除する等、不備のない完全データとして提出すること。また、入稿にあたり必要となる媒体社との連絡・調整については受託者が主体となっていくものとし、委託者と適宜協議の上実施すること。

エ 動画コンテンツの制作及び活用

(ア) 内容

- a 特定健診の受診促進及び保健指導の周知・利用促進を目的として、動画配信サービス、動画共有サイト、SNS及び本市の庁内モニター等を活用した広報・啓発のための動画（15秒以内）を2本制作すること。
- b 動画は性別や年齢層を考慮し、40歳から74歳の対象世代の関心を引き、行動につながる

るような構成とすること。

- c 動画はスクロール型広告やインストリーム広告を想定し、冒頭で特定健診受診促進の意図が伝わる構成とすること。
- d 内容は健診の受診促進や身体活動（エクササイズ）、食生活改善に関するテーマを中心に構成することとし、日常生活において実践可能な内容を取り入れ、視聴者が具体的な行動をイメージできるものとする。
- e 動画は音声再生されない環境を想定し、ナレーションに依存しない構成とするとともに、テロップ、図解等の視覚的表現により内容が理解できるものとする。
- f 参考動画：那覇市保健所 <https://youtu.be/9Tj4K1p6f5I>「特定健診のメリット3選」
<https://youtu.be/WUEUraowTEs>「通院中でも特定健診を」
動画は上記を参考イメージとし、静止画のスライドショーは不可とする。
- g 参考動画はあくまでもイメージとして参考にし、当該動画の構成、演出、キャラクター、音楽等をそのまま使用又は模倣することのないよう留意し、独自の制作を行うこと。
- h 動画は複数テーマにより構成し、継続的な広報活用が可能となるよう配慮すること。

(イ) SNS 等における広告配信

- a 配信媒体は、動画共有サイト（YouTube）とする。
- b 配信期間は令和8年11月から令和9年1月末までの3か月間と想定し、詳細な配信時期は委託者と協議の上決定すること。
- c 配信対象は本市内とし、20万回以上の表示を目標とすること。
- d 広告配信に係るアカウントの設定、連携、運用及び管理は受託者が行うものとする。ただし、市公式 SNS アカウントを使用する場合は、委託者の承認を得た上で実施すること。
- e 広告配信に要する費用（媒体費）は、本業務委託料に含むものとする。
- f 広告配信の実施結果については、再生回数、表示回数、媒体別の配信実績等を取りまとめ、委託者へ報告すること。

(ウ) 庁内モニター等での活用

- a 制作した動画は、庁内モニター（区民課窓口等）での放映、市公式ウェブサイトへの掲載及び各種イベント等での活用が可能な構成とすること。
- b 動画は庁内モニターでの放映を考慮し、横型（画面比率 16:9）とし、解像度は 1280×720 ピクセルを基本とすること。また、重要な情報が画面端で視認できなくなることを防ぐため、表示内容は中央付近に配置する等、視認性に配慮すること。

(エ) 納品

- a 動画の最終稿は電子データ（CD-R）で2部納品すること。
- b データの種類は MP4 形式（動画コーデック：H.264、音声コーデック：AAC LC）とすること。
- c 庁内モニター放映や市公式ウェブサイト掲載等での活用を考慮し、仕様書に定める解像度及び画角で作成したデータとすること。
- d 提出期限は委託者と協議の上決定すること。

委託業務により製作された記録映像、写真、イラスト、デザイン等の成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、本市に帰属するものとし、それらの電子データは委託者へ提供すること。

著作者人格権については、受託者及び第三者は、本契約に基づく成果物の利用に関し、本市及び本市が許諾する者に対して行使しないものとする。

また、素材データについては本市より提供するデータを使用できるものとし、第三者（受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、必要な権利処理を行い、契約期間終了後においても市が継続して電子データ及び素材データを利用できる状態を確保すること。

7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 仕様書に記載がない事項であって、業務に必要な事項が生じたときは、遅延なく委託者と協議の上決定する。
- (4) 本人の承諾を得ることができない人物画像は原則使用しないこと。また、掲載後の肖像権あるいは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。